

令和3年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
1	27	第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第1節 計画の目的 1 (略) 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 (1) ①～④ (略) ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、本市の計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を「第2編」及び「第4編」で定めるものとする。	第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第1節 計画の目的 1 (略) 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 (1) ①～④ (略) ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、本市の計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を「第2編」及び「第3編」で定めるものとする。	計画構成の見直し
2	13	第2節 計画の内容 1、2 (略) 3 東海地震に関する事前対策 東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合における地震防災応急対策 4、5 (略)	第2節 計画の内容 1、2 (略) (削除) 3、4 (略)	計画構成の見直し
4	28	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 2 災害応急対策段階 (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 2 災害応急対策段階 (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行う。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。	表記の整理
5	24	第2節 重点を置くべき事項 2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。	第2節 重点を置くべき事項 2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		3 (略) 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 (追加)	<u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u> 3 (略) 4 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難等を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。 5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u>	災害対策基本法の改正に伴う修正 対策の追加																
7	11	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 (略) 1 市 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>春日井市</td><td>(略)</td><td>1 災害予警報、被害状況 その他災害に関する情報の収集及び伝達 (東海地震に</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	春日井市	(略)	1 災害予警報、被害状況 その他災害に関する情報の収集及び伝達 (東海地震に	(略)	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 (略) 1 市 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>春日井市</td><td>(略)</td><td>1 災害予警報、被害状況 その他災害に関する情報の収集及び伝達 (南海トラフ</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	春日井市	(略)	1 災害予警報、被害状況 その他災害に関する情報の収集及び伝達 (南海トラフ	(略)	計画構成の見
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
春日井市	(略)	1 災害予警報、被害状況 その他災害に関する情報の収集及び伝達 (東海地震に	(略)																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
春日井市	(略)	1 災害予警報、被害状況 その他災害に関する情報の収集及び伝達 (南海トラフ	(略)																	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
				<u>関する警戒宣言、東海地震に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)</u> 2 災害広報 （ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報</u> （巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）の実施 3 <u>避難の勧告又は指示</u> 4～11 （略）				地震に関連する情報等を含む。) 2 災害広報 （南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）の実施 3 避難の指示 4～11 （略）		直し
		2 県及び県関係機関				2 県及び県関係機関				
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		愛知県	1～5（略） 6 <u>東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報</u> （巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時における	1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報及び南海トラフ地震</u>	（略）	愛知県	1～5（略） 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時における公共土木施設の巡視	1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）	（略）	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
			る公共土木施設の巡視及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	に関連する情報等を含む。) 2 避難の <u>勧告又は指示の代行</u> 3 避難の <u>勧告又は指示の市への助言</u> 4～15 (略)			及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	2 避難の指示の代行 3 避難の指示の市への助言 4～15 (略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		愛知県春日井警察署	1 災害時又は警戒宣言発令時における警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進 2 (略) 3 警戒宣言発令時における交通秩序の保持 4 (略)			愛知県春日井警察署	1 災害時における警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進 2 (略) (削除) 3 (略)			
		3 指定地方行政機関				3 指定地方行政機関				
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出	1～5 (略) 6 警戒宣言発令時の交通規制への協力	1 道路利用者への地震予知情報及び道路情報の提供並びに低速走行の呼びかけ 2、3 (略)	(略)	中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出	1～5 (略) (削除)	(削除) 1、2 (略)	(略)	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所)				張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所)				気象業務法に基づく整理
		4 (略)				4 (略)				
		5 指定公共機関				5 指定公共機関				
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		西日本電信電話株式会社	(略)	<u>1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達</u> <u>2 ～ 5</u> (略)	(略)	西日本電信電話株式会社	(略)	<u>(削除)</u> <u>1 ～ 4</u> (略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		日本放送協会	(略)	<u>地震予知情報、緊急地震速報、気象等予警報、被害状況等の報道</u>	_____	日本放送協会	(略)	<u>緊急地震速報(警報)、気象等予警報、被害状況等の報道</u>	_____	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		中日本高速道路株式会社	<u>1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達</u> <u>2</u> (略)	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	<u>(削除)</u> <u>1</u> (略)	(略)	(略)	
		東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会	<u>1</u> (略) <u>2 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達</u>	(略)	(略)	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会	<u>1</u> (略) <u>(削除)</u>	(略)	(略)	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考																		
		社	3、4 (略)			社	2、3 (略)																					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																			
27	8	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 1 防災地域システム 全市域を統括する市役所（庁舎）を中心として、防災拠点、指定避難所及び福祉避難所、地域自治組織等を結ぶ次のネットワークを形成し、災害時の防災体制の早期確立を図る。				第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 1 防災地域システム 全市域を統括する市役所（庁舎）を中心として、防災拠点、指定 <u>一般</u> 避難所及び指定福祉避難所、地域自治組織等を結ぶ次のネットワークを形成し、災害時の防災体制の早期確立を図る。				表記の整理																		
		市役所庁舎 (災害対策本部) 防災拠点 (9か所) 指定避難所 (41か所) 福祉避難所 (16か所) 地域自治組織 〔区・町内会・自治 会・自主防災会等〕 物資集配拠点 (総合体育館) 医薬品等供給拠点 (総合保健医療センター・保健センター) ※福祉避難所のうち9か所は防災拠点を兼ねる。				市役所庁舎 (災害対策本部) 防災拠点 (9か所) 指定<u>一般</u>避難所 (41か所) 指定福祉避難所 (16か所) 地域自治組織 〔区・町内会・自治 会・自主防災会等〕 物資集配拠点 (総合体育館) 医薬品等供給拠点 (総合保健医療センター・保健センター) ※指定福祉避難所のうち9か所は防災拠点を兼ねる。																						
		2 施設の役割及び機能 (1) 市役所庁舎 (略)				2 施設の役割及び機能 (1) 市役所庁舎 (略)				表記の整理																		
		<table><tr><th>順位</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>第1順位</td><td>文化フォーラム春日井</td><td>鳥居松町5丁目44番地</td></tr><tr><td>第2順位</td><td>レディヤンかすがい</td><td>鳥居松町2丁目247番地</td></tr></table>				順位	施設名	所在地	第1順位		文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地	第2順位	レディヤンかすがい	鳥居松町2丁目247番地	<table><tr><th>順位</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>第1順位</td><td>文化フォーラム春日井</td><td>鳥居松町5丁目44番地</td></tr><tr><td>第2順位</td><td>青少年女性センター</td><td>鳥居松町2丁目247番地</td></tr></table>				順位	施設名	所在地	第1順位	文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地	第2順位	青少年女性センター	鳥居松町2丁目247番地
順位	施設名	所在地																										
第1順位	文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地																										
第2順位	レディヤンかすがい	鳥居松町2丁目247番地																										
順位	施設名	所在地																										
第1順位	文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地																										
第2順位	青少年女性センター	鳥居松町2丁目247番地																										
		(2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略)				(2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略)				表記の整理																		
		<table><tr><th>防災圏域</th><th>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</th><th>圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)					<table><tr><th>防災圏域</th><th>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</th><th>圏 域 内 指 定 <u>一般</u> 避 難 所 (小 学 校 等)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 <u>一般</u> 避 難 所 (小 学 校 等)									
防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)																										
防災圏域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 <u>一般</u> 避 難 所 (小 学 校 等)																										

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																						
		<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> イ 補完施設 (略) <table><tr><th>防災拠点</th><th>補完施設</th><th>分担する役割及び機能</th></tr><tr><td>味美ふれあいセンター</td><td>(略)</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>南部ふれあいセンター</td><td>(略)</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>総合福祉センター</td><td>(略)</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>坂下公民館</td><td>(略)</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td rowspan="4">東部市民センター</td><td>岩成台中学校</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健センター</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>少年自然の家</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>第二希望の家</td><td>福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr></table> (略) ウ 防災拠点の役割及び機能 (略) (ア)～(ク) (略) (ケ) 福祉避難所機能 要配慮者及び長期避難者の受入 (コ) (略) (3)、(4) (略) (5) 指定避難所 尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学と南城中学校を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。なお、南城中学校、尾東中学校を除く市内 14 の中学校は、指定避難所の補完施設とし、指定避難所で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が指定避難所として利用されている間の小学校教育の場所とする。 (6) 福祉避難所	(略)	(略)	(略)	防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能	味美ふれあいセンター	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	南部ふれあいセンター	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	総合福祉センター	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	坂下公民館	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	東部市民センター	岩成台中学校	(略)	保健センター	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	少年自然の家	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	第二希望の家	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> イ 補完施設 (略) <table><tr><th>防災拠点</th><th>補完施設</th><th>分担する役割及び機能</th></tr><tr><td>味美ふれあいセンター</td><td>(略)</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>南部ふれあいセンター</td><td>(略)</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>総合福祉センター</td><td>(略)</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>坂下公民館</td><td>(略)</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td rowspan="4">東部市民センター</td><td>岩成台中学校</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健センター</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>少年自然の家</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr><tr><td>第二希望の家</td><td>指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）</td></tr></table> (略) ウ 防災拠点の役割及び機能 (略) (ア)～(ク) (略) (ケ) 指定福祉避難所機能 要配慮者及び長期避難者の受入 (コ) (略) (3)、(4) (略) (5) 指定一般避難所 尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学と南城中学校を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。なお、南城中学校、尾東中学校を除く市内 14 の中学校は、指定一般避難所の補完施設とし、指定一般避難所で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が指定一般避難所として利用されている間の小学校教育の場所とする。 (6) 指定福祉避難所	(略)	(略)	(略)	防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能	味美ふれあいセンター	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	南部ふれあいセンター	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	総合福祉センター	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	坂下公民館	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	東部市民センター	岩成台中学校	(略)	保健センター	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	少年自然の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	第二希望の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）	表記の整理
(略)	(略)	(略)																																																								
防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能																																																								
味美ふれあいセンター	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
南部ふれあいセンター	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
総合福祉センター	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
坂下公民館	(略)	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
東部市民センター	岩成台中学校	(略)																																																								
	保健センター	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
	少年自然の家	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
	第二希望の家	福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
(略)	(略)	(略)																																																								
防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能																																																								
味美ふれあいセンター	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
南部ふれあいセンター	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
総合福祉センター	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
坂下公民館	(略)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
東部市民センター	岩成台中学校	(略)																																																								
	保健センター	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
	少年自然の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								
	第二希望の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）																																																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		9の防災拠点及び福祉避難所機能を有する7の補完施設を福祉避難所として指定し、地域に密着した要配慮者対策活動を行う。	9の防災拠点及び <u>指定</u> 福祉避難所機能を有する7の補完施設を <u>指定</u> 福祉避難所として指定し、地域に密着した要配慮者対策活動を行う。	
31	30	第2節 防災活動体制の整備 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び<u>男女共同参画</u>センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) (略) (2) 防災訓練の実施 市は、関係機関と合同で総合防災訓練等を実施し、これら関係機関との連携を強めるとともに市民に地震災害の危険性について啓発し、災害予防意識の高揚を図る。 (追加) その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配	第2節 防災活動体制の整備 3 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、男女共同参画の視点から、<u>市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び<u>青少年女性</u>センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 4 人材育成及び防災訓練の実施 (1) (略) (2) 防災訓練の実施 市は、関係機関と合同で総合防災訓練等を実施し、これら関係機関との連携を強めるとともに市民に地震災害の危険性について啓発し、災害予防意識の高揚を図る。 <u>あわせて、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u> <u>また、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。</u> <u>このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努める。</u> その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		慮するよう努める。 また、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。 (略) ア、イ (略) ウ 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 (追加)	慮するよう努め、訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。 (略) ア、イ (略) ウ 防災訓練の指導協力 市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>	表記の整理
		5 広域応援体制の整備 (1) 応援要請手続きの整備 県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える<u>ものとする。</u> (追加) (2) 応援協定の締結等 ア、イ (略) ウ 民間団体等との協定の締結等 災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行える	5 広域応援・<u>受援</u>体制の整備 (1) 応援要請手続きの整備 県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。<u>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (2) 応援協定の締結等 ア、イ (略) ウ 民間団体等との協定の締結等 災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行える	表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		よう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 (略) (3)～(6) (略) (7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。 (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料５－１～87） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1)、(2) (略) (3) 物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	よう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 (略) (3)～(6) (略) (7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。 (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料５－１～94） 6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1)、(2) (略) (3) 物資の輸送拠点 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
39	4	第４節 非常用物資の備蓄 1 飲料水 (1) (略) (2) 行政備蓄 ア (略) イ 飲料水兼用耐震性貯水槽（100 m³）を有効に活用する。 ウ (略) (3) (略)	第４節 非常用物資の備蓄 1 飲料水 (1) (略) (2) 行政備蓄 ア (略) (削除) イ (略) (3) (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
		2 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 (略) なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 (追加) また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 ア (略) イ 指定避難所、福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食料及び生活必需品を備蓄する。 (略) (3) (略) 3 防災用資機材 (1) (略) (2) 指定避難所、福祉避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。 (略) 4 防疫・衛生用資機材 (1) (略) (2) 指定避難所、福祉避難所等に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。 <table><tr><td>防疫・衛生用 資機材</td><td>マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液</td></tr></table>	防疫・衛生用 資機材	マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液	2 食糧及び生活必需品 (1) (略) (2) 行政備蓄 (略) なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 <u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u> <u>さらに、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u> ア (略) イ 指定一般避難所、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食料及び生活必需品を備蓄する。 (略) (3) (略) 3 防災用資機材 (1) (略) (2) 指定一般避難所、指定福祉避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。 (略) 4 防疫・衛生用資機材 (1) (略) (2) 指定一般避難所、指定福祉避難所等に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。 <table><tr><td>防疫・衛生用 資機材</td><td>マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液、<u>新型コロナウイルス感染症対策資器材</u></td></tr></table>	防疫・衛生用 資機材	マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液、 <u>新型コロナウイルス感染症対策資器材</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理 物品の追加
防疫・衛生用 資機材	マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液							
防疫・衛生用 資機材	マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液、 <u>新型コロナウイルス感染症対策資器材</u>							

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
			福祉避難所に備蓄	要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ		指定福祉避難所に備蓄	要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ	表記の整理
		5 備蓄品等の管理 指定避難所、福祉避難所等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的に行い、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。			5 備蓄品等の管理 指定一般避難所、指定福祉避難所等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的に行い、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。			表記の整理
41	28	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア～オ (略) (追加)			第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア～オ (略) 資料 「様式・資料集」防火対象物件数 (資料1ー9)			表記の整理
44	15	第6節 応急医療体制の整備 1 医療体制の整備 (1) 大規模医療活動体制の整備 平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力による救護所を防災拠点及び指定避難所に開設できるよう体制の整備を図る。 (2)、(3) (略) 2 (略) 3 医薬品等の確保 (1) (略) (2) 衛生用品及び常備薬 指定避難所（小学校保健室）における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。			第6節 応急医療体制の整備 1 医療体制の整備 (1) 大規模医療活動体制の整備 平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力による救護所を防災拠点及び指定避難所等に開設できるよう体制の整備を図る。 (2)、(3) (略) 2 (略) 3 医薬品等の確保 (1) (略) (2) 衛生用品及び常備薬 指定一般避難所（小学校保健室）における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。			表記の整理
47	5	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、			第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等につい			計画構成の見直し

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		防災対応等について啓発する。 また、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～ウ (略) エ 警報等や避難<u>勧告等</u>の意味と内容 オ～キ (略) ク 緊急地震速報等発表時や避難<u>勧告等</u>の発令時にとるべき行動 (追加) (追加) ケ 様々な条件下(建物内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動 コ、サ (略) (追加) (追加) シ、ス (略) セ <u>東海地震の予知に関する知識</u> ソ <u>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> タ 警戒宣言が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 チ～テ (略) (2) 防災に関する知識の普及 防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地	て啓発する。 また、市及び県は、<u>専門家の知見も活用しながら</u>、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～ウ (略) エ 警報等や避難<u>情報</u>の意味と内容 オ～キ (略) ク 緊急地震速報等発表時や避難<u>情報</u>の発令時にとるべき行動 ケ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> コ <u>指定避難所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> サ 様々な条件下(建物内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動 シ、ス (略) セ <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ソ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> タ～チ (略) (削除) (削除) ツ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 テ～ナ (略) (2) 防災に関する知識の普及 防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 (略) ア (略) <u>イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項</u> <u>ウ、エ</u> (略) (3) 自動車運転者に関する広報 県、市及び県警察は、 <u>警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u> (4) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、 <u>また、警戒宣言が発せられた場合、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u> また、 <u>東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、</u> 発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。	震・二次災害防止・ <u>大規模広域避難</u> に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 (略) ア (略) <u>(削除)</u> <u>イ、ウ</u> (略) (3) 自動車運転者に関する広報 県、市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。 (4) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想された場合、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。	表記の整理								
50	6	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 防災教育の実施 (3)～(7) (略)	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) <u>地域の災害リスクに基づいた</u> 防災教育の実施 (3)～(7) (略)	表記の整理								
53	3	第3節 自主防災組織の推進 2 自主防災組織の活動 自主防災組織の活動内容	第3節 自主防災組織の推進 2 自主防災組織の活動 自主防災組織の活動内容									
		<table><tr><td>区 分</td><td>平常時の活動</td><td><u>警戒宣言発令時の活動</u></td><td>災害発生時の活動</td></tr></table>	区 分	平常時の活動	<u>警戒宣言発令時の活動</u>	災害発生時の活動	<table><tr><td>区 分</td><td>平常時の活動</td><td><u>(削除)</u></td><td>災害発生時の活動</td></tr></table>	区 分	平常時の活動	<u>(削除)</u>	災害発生時の活動	計画構成の見直し
区 分	平常時の活動	<u>警戒宣言発令時の活動</u>	災害発生時の活動									
区 分	平常時の活動	<u>(削除)</u>	災害発生時の活動									

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ィア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 1 (略) 2 避難行動要支援者対策 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、<u>名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u> (1)～(3) (略) (4) 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員、<u>支援者及び警察</u>とする。 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置<u>について講ずる。</u> (追加)	障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 1 (略) 2 避難行動要支援者対策 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。<u>また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。</u> (1)～(3) (略) (4) 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員<u>及び支援者とする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u> 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。 (5) <u>個別避難計画の作成等</u> ア <u>個別避難計画の作成</u> <u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設そ</u>	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>の他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u> <u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> <u>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> <u>個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。</u> <u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>また、市は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u> <u>ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合</u> <u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> <u>(5) 避難行動要支援者の移送等</u> <u>安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊</u>	
			<u>(6) 避難行動要支援者の移送等</u> <u>安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		急避難場所等から福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1)、(2) (略) (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア、イ (略) ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 4～5 (略) 6 福祉避難所の整備 要配慮者の避難所として福祉避難所を指定し、地域に密着した要配慮者対策活動が行えるよう整備を図る。 (追加) 7、8 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定書（資料5-55）	急避難場所等から<u>指定福祉避難所</u>、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1)、(2) (略) (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア、イ (略) ウ 指定緊急避難場所、指定<u>一般避難所</u>及び<u>指定福祉避難所</u>、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 4～5 (略) 6 <u>指定福祉避難所</u>の整備 要配慮者の避難所として<u>指定福祉避難所</u>を指定し、地域に密着した要配慮者対策活動が行えるよう整備を図る。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることはないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 7、8 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定書（資料5-61）	表記の整理 対策の追加 表記の整理
60	19	第6節 企業防災の促進 3 企業の取組 (1) (略) (2) 生命の安全確保	第6節 企業防災の促進 3 企業の取組 (1) (略) (2) 生命の安全確保	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。	顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。 <u>また事業者は、屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、並びに避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	表記の整理
64	3	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、<u>土地利用計画等に阪神・淡路大震災の教訓を生かし、都市の防災化を推進する。</u> 1 市街地の整備 (1) 面的な整備事業の推進 都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地 区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進 事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下 水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改 善や防災機能の一層の向上に努める。 (追加) (2)～(5) (略) 2 建築物の安全対策 (1)～(7) (略) (追加)	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、<u>地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u> 1 市街地の整備 (1) 面的な整備事業の推進 都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地 区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進 事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下 水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改 善や防災機能の一層の向上に努める。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u> (2)～(5) (略) 2 建築物の安全対策 (1)～(7) (略) (8) <u>空き家等の状況確認</u> <u>市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の</u> <u>状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされ</u>	表記の整理 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(8) (略) 3 (略) 4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害対策の推進 県は、<u>土砂災害危険箇所等について</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報又は警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</u> イ (略) ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	<u>ていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u> (9) (略) 3 (略) 4 土砂災害の防止 (1) 土砂災害対策の推進 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。また、<u>指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u>市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報又は警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難指示等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</u> イ (略) ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。	県が土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査を全て終えたことによる修正 災害対策基本法の改正に伴う修正
74	27	第2節 都市基盤整備の推進 2 ライフライン施設 (1) 施設の主要目標 ア 施設の代替性及び安全性の確保 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠	第2節 都市基盤整備の推進 2 ライフライン施設 (1) 施設の主要目標 ア 施設の代替性及び安全性の確保 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設、<u>廃棄物処理施設等</u>の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。 イ 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u> また、県、電気事業者及び<u>電気通信事業者</u>が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。	系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。 イ 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u> また、県、電気事業者及び<u>通信事業者</u>が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。	
81	29	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (略) (追加) (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 (追加)	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (略) <u>また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> (1) 指定避難所等の指定 避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u>	対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 (追加) (略) ア 指定避難所 (略) イ 福祉避難所 (略) ウ (略) エ 指定避難所及び福祉避難所が備えるべき設備 指定避難所及び福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。 さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 オ (略) (2) 指定避難所及び福祉避難所の整備 ア、イ (略) ウ 指定避難所及び福祉避難所となる施設の耐震強化に努める。 エ、オ (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備 ア 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、避難所運営マニュアルを整備する。	<u>なお</u>、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。<u>ただし、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> (略) ア 指定<u>一般</u>避難所 (略) イ <u>指定</u>福祉避難所 (略) ウ (略) エ 指定一般避難所及び<u>指定</u>福祉避難所が備えるべき設備 指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 オ (略) (2) 指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所の整備 ア、イ (略) ウ 指定一般避難所及び<u>指定</u>福祉避難所となる施設の耐震強化に努める。 エ、オ (略) (3) 避難所の運営管理体制の整備 <u>(削除)</u>	対策の追加 表記の整理 物品の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>イ</u> 市は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u> <u>ウ～カ</u> (略) (追加) キ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から本部事務局、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u> (追加) (4) 避難路の整備 ア 各地域と指定避難所、福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、通学路とし、整備を図る。 イ、ウ (略) (5) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマッ	<u>ア</u> 市は、<u>避難所運営マニュアルを活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u> <u>イ～オ</u> (略) <u>カ</u> 市は、<u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> キ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から本部事務局、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> <u>ク</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> (4) 避難路の整備 ア 各地域と指定<u>一般</u>避難所、<u>指定</u>福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、通学路とし、整備を図る。 イ、ウ (略) (5) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所や指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマッ	避難所運営マニュアルを策定したことに伴う修正 対策の追加 表記の整理 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		プ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 (略) ア 指定緊急避難場所等の広報 指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の名称 (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の所在地 (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所への経路 (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の区分 (オ) その他必要な事項 a 指定緊急避難場所と指定避難所及び福祉避難所の役割が違うこと b (略) イ 市の避難計画 (ア) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 (イ) <u>指定避難所及び福祉避難所・指定緊急避難場所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (ウ) <u>指定避難所及び福祉避難所・指定緊急避難場所</u>への経路及び誘導方法 (エ) 指定緊急避難場所開放、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 a～e (略) (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理に関する事項 a 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の秩序保持 b～d (略)	ドマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 (略) ア 指定緊急避難場所等の広報 指定緊急避難場所や指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (ア) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の名称 (イ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の所在地 (ウ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所への経路 (エ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の区分 (オ) その他必要な事項 a 指定緊急避難場所と指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の役割が違うこと b (略) イ 市の避難計画 (ア) 避難の指示を行う基準及び伝達方法 (イ) <u>指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (ウ) <u>指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所</u>への経路及び誘導方法 (エ) 指定緊急避難場所開放、指定一般避難所及び指定福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 a～e (略) (オ) 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の管理に関する事項 a 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び指定福祉避難所の秩序保持 b～d (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(カ) (略) 資料 「様式・資料集」 <u>指定避難所（資料２－６－(1)）</u> <u>福祉避難所（資料２－６－(2)）</u> <u>広域避難場所（資料２－６－(3)）</u> <u>緊急避難場所（資料２－６－(4)）</u> <u>避難路（資料２－６－(5)）</u> ５ 避難行動の促進対策 (1) 避難<u>勧告等</u>は空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。 (2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、<u>避難勧告等</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略) (3) (略) ア (略) イ 避難時における知識 (ア) 避難<u>勧告等</u>が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動</u>を原則とすること (イ) (略) (ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への<u>移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u> ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所滞在中の心得	(カ) (略) 資料 「様式・資料集」 <u>避難所等（資料２－６）</u> ５ 避難行動の促進対策 (1) 避難<u>情報</u>は空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。 (2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略) (3) (略) ア (略) イ 避難時における知識 (ア) 避難<u>指示等</u>が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所や<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難先への立退き避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと</u> (イ) (略) (ウ) <u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと</u> ウ 指定緊急避難場所、指定<u>一般</u>避難所及び<u>指定</u>福祉避難所滞在中の心得	表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
94	1	第３編 東海地震に関する事前対策	(削除)	気象庁による東海地震に関連する情報の発表がされな

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																										
				いため、参考資料とすることに伴う修正																										
114	1	第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 警戒本部 (1) 設置 ア 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、<u>愛知県西部</u>で震度4の地震が発生したとき、<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、警戒本部を設置する。 (2) 組織 ア 警戒本部は、総務部長を本部長とした次に掲げる職員をもって構成する。 <table><tr><td rowspan="4">警戒本部員</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>技術部公共土木班※1</td><td>道路課</td><td>左記の課の主査職以上2名（うち管理職1名以上含む）</td></tr><tr><td></td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 3 災害対策本部 (1) 設置 ア 市長は、市内で震度4以下の地震が発生し、<u>被害が生じたとき、地震災害に関する警戒宣言が発令されたとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u>	警戒本部員	(略)	(略)	(略)	技術部公共土木班※1	道路課	左記の課の主査職以上2名（うち管理職1名以上含む）		(追加)	(追加)	(略)	(略)	(略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 警戒本部 (1) 設置 ア 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、<u>市内</u>で震度4の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、警戒本部を設置する。 (2) 組織 ア 警戒本部は、総務部長を<u>警戒</u>本部長とした次に掲げる職員をもって構成する。 <table><tr><td rowspan="4">警戒本部員</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>技術部公共土木班※1</td><td>道路課</td><td>左記の課の主査職以上2名（うち管理職1名以上含む）</td></tr><tr><td></td><td><u>河川排水課</u></td><td><u>全職員</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 3 災害対策本部 (1) 設置 ア 市長は、市内で震度<u>5弱以上</u>の地震が発生したとき、<u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは</u>、災害予防及び災害応急対策を実施するため対策本	警戒本部員	(略)	(略)	(略)	技術部公共土木班※1	道路課	左記の課の主査職以上2名（うち管理職1名以上含む）		<u>河川排水課</u>	<u>全職員</u>	(略)	(略)	(略)	計画構成の見直し 地震災害時の防災体制の変更 表記の整理
警戒本部員	(略)	(略)		(略)																										
	技術部公共土木班※1	道路課		左記の課の主査職以上2名（うち管理職1名以上含む）																										
		(追加)		(追加)																										
	(略)	(略)	(略)																											
警戒本部員	(略)	(略)	(略)																											
	技術部公共土木班※1	道路課	左記の課の主査職以上2名（うち管理職1名以上含む）																											
		<u>河川排水課</u>	<u>全職員</u>																											
	(略)	(略)	(略)																											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		又は愛知県西部で震度 5 弱以上の地震が発生したときは、 災害予防及び災害応急対策を実施するため対策本部を設置 する。 イ（略） (2)～(4) （略） (5) 設置及び廃止の通知 （略）	部を設置する。 イ（略） (2)～(4) （略） (5) 設置及び廃止の通知 （略）	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		災 害 対 策 本 部 組 織 図 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部(現地災害対策本部)」 本部長(市長) 本部長付(企画政策部長) 副本部長(副市長、教育長) 部長(総務部長、総務部参事、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、建設部次長兼まちづくり推進部次長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長) 春日井市災害警戒本部 本部事務局部 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 避難部 消防公安部 救護福祉部 衛生部 物資供給部 ボランティア部 会計部 「災害支援本部」 (福祉避難所) 防災拠点 (福祉避難所) 補完施設 (福祉避難所) 指定避難所 医薬品等供給拠点 (総合保健医療センター) (保健センター) 物資集配拠点 (総合体育館) 施設設備態勢 部長会議 (略)	災 害 対 策 本 部 組 織 図 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部(現地災害対策本部)」 本部長(市長) 本部長付(企画政策部長) 副本部長(副市長、教育長) 部長(総務部長、総務部参事、企画政策部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、建設部次長兼まちづくり推進部次長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長) 春日井市災害警戒本部 本部事務局部 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 避難部 消防公安部 救護福祉部 衛生部 物資供給部 ボランティア部 会計部 「災害支援本部」 (指定福祉避難所) 防災拠点 (指定福祉避難所) 補完施設 (指定福祉避難所) 指定一般避難所 医薬品等供給拠点 ごみ処理施設 ごみ収集拠点施設 し尿処理施設 物資集配拠点 施設設備態勢 部長会議 (略)	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
		4 支援本部 (1) 設置 市長は、<u>愛知県西部</u>で震度<u>5弱</u>以上の地震が発生したときは、地域独自の災害支援対策を実施するため、防災拠点に支援本部を設置する。 (2)、(3) (略) 5 (略) 6 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア～ウ (略) 本 部 配 備 態 勢 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr> <tr> <td>準備態勢</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>警戒態勢</td><td> 1 <u>愛知県西部</u>で震度<u>4</u>の地震が発生したとき。 2 <u>東海地震注意情報</u>が発表されたとき 3 (略) </td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第1次非常配備態勢</td><td>1 市内で震度<u>4以下</u>の地震が発生し、<u>被害が生じた</u>とき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	準備態勢	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒態勢	1 <u>愛知県西部</u>で震度<u>4</u>の地震が発生したとき。 2 <u>東海地震注意情報</u>が発表されたとき 3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1次非常配備態勢	1 市内で震度 <u>4以下</u> の地震が発生し、 <u>被害が生じた</u> とき。	(略)	(略)	(略)	4 支援本部 (1) 設置 市長は、<u>市内</u>で震度<u>5強</u>以上の地震が発生したときは、地域独自の災害支援対策を実施するため、防災拠点に支援本部を設置する。 (2)、(3) (略) 5 (略) 6 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア～ウ (略) 本 部 配 備 態 勢 <table border="1"> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr> <tr> <td>準備態勢</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>警戒態勢</td><td> 1 <u>市内</u>で震度<u>4</u>の地震が発生したとき。 (削除) 2 (略) </td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第1次非常配備態勢</td><td>1 市内で震度<u>5弱</u>の地震が発生したとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	準備態勢	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒態勢	1 <u>市内</u>で震度<u>4</u>の地震が発生したとき。 (削除) 2 (略)	(略)	(略)	(略)	第1次非常配備態勢	1 市内で震度 <u>5弱</u> の地震が発生したとき。	(略)	(略)	(略)	地震災害時の防災体制の変更 計画構成の見直し
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																																								
準備態勢	(略)	(略)	(略)	(略)																																								
警戒態勢	1 <u>愛知県西部</u>で震度<u>4</u>の地震が発生したとき。 2 <u>東海地震注意情報</u>が発表されたとき 3 (略)	(略)	(略)	(略)																																								
第1次非常配備態勢	1 市内で震度 <u>4以下</u> の地震が発生し、 <u>被害が生じた</u> とき。	(略)	(略)	(略)																																								
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																																								
準備態勢	(略)	(略)	(略)	(略)																																								
警戒態勢	1 <u>市内</u>で震度<u>4</u>の地震が発生したとき。 (削除) 2 (略)	(略)	(略)	(略)																																								
第1次非常配備態勢	1 市内で震度 <u>5弱</u> の地震が発生したとき。	(略)	(略)	(略)																																								

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
			<u>2 地震災害に関する警戒宣言が発令されたとき</u> <u>3 (略)</u>				<u>(削除)</u> <u>2 (略)</u>				計画構成の見直し	
		第2次非常配備態勢	<u>愛知県西部で震度5弱以上の地震が発生したとき。</u>	(略)	(略)	(略)	第2次非常配備態勢	<u>市内で震度5強以上の地震が発生したとき。</u>	(略)	(略)		
		施 設 配 備 態 勢					施 設 配 備 態 勢					
		種別	施設名	配備要員	主な活動内容		種別	施設名	配備要員	主な活動内容		
		<u>警戒態勢(東海地震注意情報発表を除く。)</u>	(略)	(略)	(略)		警戒態勢	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)								
			(略)	(略)								
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
		(2)～(4) (略)					(2)～(4) (略)					
		(5) 職員の心構え ア、イ (略) ウ 職員は、配備基準に定める震度の地震を確認したとき、災害が発生したとき、 <u>東海地震注意情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき又は南海トラフ地震臨時情報</u> ((定例)を除く。)が発表されたときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。					(5) 職員の心構え ア、イ (略) ウ 職員は、配備基準に定める震度の地震を確認したとき、災害が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報 ((定例)を除く。)が発表されたときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。					

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
123	3	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するとともに、一定の基準以上の災害が発生したときは救助法の適用を要請する。 3 他の市町村に対する応援要求（災害対策基本法第67条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 (1)、(2) (略) (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和2年度は、<u>本市が代表市となっているため、被災した場合は、副代表市である岸和田市へ応援を要請する。</u> ア、イ (略) ウ <u>副代表市の防災担当部署</u> Cブロック<u>副代表市</u> 岸和田市 (略) 4～7 (略) 8 南海トラフ地震の発生時における広域受援 (略) 市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づ	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への職員派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、<u>知事に対して</u>応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するとともに、一定の基準以上の災害が発生したときは救助法の適用を要請する。 3 他の市町村に対する応援要求（災害対策基本法第67条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、</u>災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。 (1)、(2) (略) (3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和3年度は、<u>岸和田市が代表市となっている。</u> ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 岸和田市 (略) 4～7 (略) 8 南海トラフ地震の発生時における広域受援 (略) 市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づ	対策の追加 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		き、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、物資調達、燃料供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。	き、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、物資調達、燃料・ <u>電気・ガスの</u> 供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。	表記の整理
131	24	第4節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、<u>防災拠点の災害救援地域ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等についての調整を行う。</u> (2)～(5) (略) 2 (略) 3 ボランティア団体等との連携 (略)	第4節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、<u>市は共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会に委託する。</u> (2)～(5) (略) 2 (略) 3 ボランティア団体等との連携 (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ボランティアの受入れの流れ	ボランティアの受入れの流れ	表記の整理
134	4	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。 1、2 (略) 3 通信の運用	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。 1、2 (略) 3 通信の運用	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
137	13	第2節 地震情報等の収集及び伝達 1 地震情報 (2) 情報の種類及び発表基準等 (略) ア 緊急地震速報の実施 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動警報に位置づけられる。) イ、ウ (略) エ 各地の震度に関する情報 愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を地震発生後の10分後をめどに発表する。 オ (略) 2、3 (略) 4 市民への伝達方法 (1) (略) (2) 土砂崩れ等の危険がある地域で、地震発生後に一定の雨量が観測されたときは、広報車等により避難勧告等を行う。	第2節 地震情報等の収集及び伝達 1 地震情報 (2) 情報の種類及び発表基準等 (略) ア 緊急地震速報の実施 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動警報に位置づけられる。) イ、ウ (略) エ 各地の震度に関する情報 愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を地震発生後の5分後をめどに発表する。 オ (略) 2、3 (略) 4 市民への伝達方法 (1) (略) (2) 土砂崩れ等の危険がある地域で、地震発生後に一定の雨量が観測されたときは、広報車等により避難指示等を行う。	表記の整理 表記の整理 表記の整理
138	26	第3節 被害情報の収集及び伝達 (略) この場合において、市長は被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 1 情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 情報収集・伝達項目	第3節 被害情報の収集及び伝達 (略) この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 1 情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 情報収集・伝達項目	表記の整理

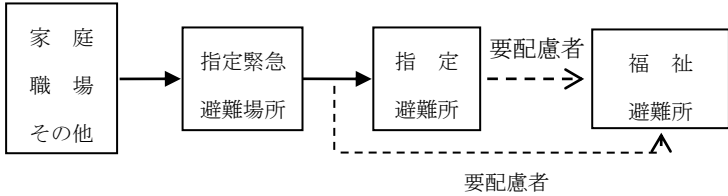
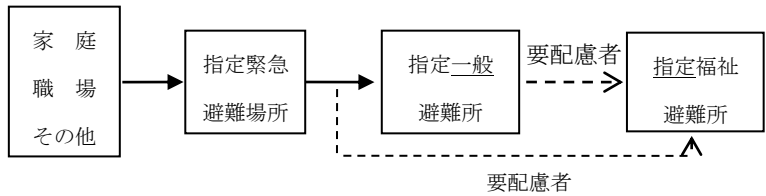
頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	被災者生活 再建支援法 の改正による修正 表記の整理 表記の整理 表記の整理 表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		被 害 状 況	被害概数	第 13 号様式による こと。	被 害 状 況	被害概数	第 13 号様式による こと。	
		建 物 被 害	(略)	(略)	建 物 被 害	(略)	(略)	
			大規模半壊			大規模半壊		
			(追加)			中規模半壊		
			半壊			半壊		
		(略)	(略)					
		(略)		(略)	(略)		(略)	
		2 被災建物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定			2 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定			
		(1) 被災建物の応急危険度判定			(1) 被災建築物の応急危険度判定			
		被災した建物は、余震等で倒壊・破損し、市民の生命に危険が及ぶおそれがある。こうした二次災害を未然に防止するため、技術部に応急危険度判定実施本部を設置し、技術部内の応急危険度判定士の資格を有する職員は、民間応急危険度判定士のコーディネートをするとともに必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。また、判定結果を表示することで、建物の所有者等に注意を喚起する。			被災した建築物は、余震等で倒壊・破損し、市民の生命に危険が及ぶおそれがある。こうした二次災害を未然に防止するため、技術部に応急危険度判定実施本部を設置し、技術部内の応急危険度判定士の資格を有する職員は、民間応急危険度判定士のコーディネートをするとともに必要に応じて県に <u>応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</u> また、判定結果を表示することで、 <u>建築物</u> の所有者等に注意を喚起する。			
		(2) 被災宅地の危険度判定			(2) 被災宅地の危険度判定			
		実施本部を設置し、技術部内の被災宅地危険度判定士の資格を有する職員は県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全指導を実施する。			実施本部を設置し、技術部内の被災宅地危険度判定士の資格を有する職員は県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全指導を実施する。 <u>実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</u>			
		3 <u>建物</u> の被害認定			3 <u>住家</u> の被害認定			

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) <u>建物の被害認定</u> <u>支援本部は、対策本部の指示に基づき、建物の外観目視による全棟被害調査を実施し、建物の被害認定を行う。</u> <u>なお、調査及び認定に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第 15 号様式）を使用し、被災者台帳として保存する。</u> (2) <u>認定基準</u> 4～6 （略） 7 被災者台帳の作成 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。	(1) <u>住家の被害調査</u> <u>市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書</u> <u>書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</u> <u>ア 住家の被害状況</u> <u>イ 被災地における住民の動向</u> <u>ウ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</u> <u>エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u> <u>（削除）</u> 4～6 （略） 7 被災者台帳の活用 被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。	表記の整理 表記の整理 表記の整理
149	20	第 4 節 市民への広報及び相談窓口 1 災害情報の広報 (1)～(3) （略） (4) <u>避難勧告等</u>に関すること (5)、(6) （略） 2、3 （略） 4 広報の手段 (1) （略） (2) マスメディア ア （略） イ 災害情報の提供 (ア)～(ウ) （略） (エ) 市民に対する避難勧告等の状況	第 4 節 市民への広報及び相談窓口 1 災害情報の広報 (1)～(3) （略） (4) <u>避難指示等</u>に関すること (5)、(6) （略） 2、3 （略） 4 広報の手段 (1) （略） (2) マスメディア ア （略） イ 災害情報の提供 (ア)～(ウ) （略） (エ) 市民に対する避難指示等の状況	表記の整理
155	9	第 3 章 消防・救助活動 第 1 節 消防活動 3 危険物施設等応急対策	第 3 章 消防・救助活動 第 1 節 消防活動 3 危険物施設等応急対策	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
		(1) 消防公安部及び関係機関の対応 ア、イ (略) ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の <u>勧告又は指示</u> を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。 (略)	(1) 消防公安部及び関係機関の対応 ア、イ (略) ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。 (略)	表記の整理																																
160	23	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。 また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村 <u>応援職員確保システム</u> を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。 <u>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、市及び県は、訓練等を通じて、 <u>応急対策職員確保制度</u> を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	対策の追加 表記の整理																																
161	4	第4章 救援及び救護 第1節 避難 地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退き等を <u>勧告又は指示</u> する。 市は自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。 1 避難 <u>勧告等</u> (1) 実施責任者・区分等 <table><tr><td>実施責任者</td><td>区 分</td><td>災害の種類</td><td>根 拠 法</td></tr><tr><td>市 長</td><td><u>勧告・指示</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (2) 避難 <u>勧告</u> <table><tr><td>区 分</td><td>基 準 及 び 方 法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法	市 長	<u>勧告・指示</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区 分	基 準 及 び 方 法	(略)	(略)	第4章 救援及び救護 第1節 避難 地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退き等を指示する。 市は自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。 1 避難 <u>指示</u> (1) 実施責任者・区分等 <table><tr><td>実施責任者</td><td>区 分</td><td>災害の種類</td><td>根 拠 法</td></tr><tr><td>市 長</td><td>指示</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (2) 避難 <u>指示</u> <table><tr><td>区 分</td><td>基 準 及 び 方 法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法	市 長	指示	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区 分	基 準 及 び 方 法	(略)	(略)	表記の整理
実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法																																	
市 長	<u>勧告・指示</u>	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
区 分	基 準 及 び 方 法																																			
(略)	(略)																																			
実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法																																	
市 長	指示	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
区 分	基 準 及 び 方 法																																			
(略)	(略)																																			

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		伝達内容	勸告者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項	伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		(3) 避難指示 (緊急) (略)		(3) 避難指示 (略)		
		(4) 屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「 <u>屋内安全確保</u> 」の安全確保に関する措置を指示することができる。		(4) 屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「 <u>緊急安全確保</u> 」の安全確保に関する措置を指示することができる。		表記の整理
		(5) 避難勧告等の発令 避難勧告又は避難指示 (緊急) の発令は、対策本部部長会議で決定する。なお、発令を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。		(5) 避難指示等の発令 避難指示の発令は、対策本部会議で決定する。なお、発令を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。		表記の整理
		(6) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「 <u>屋内安全確保</u> 」の安全確保措置を指示しようとする場合、若しくは避難勧告等の解除を行う場合において必要があると認めるときは、 <u>名古屋地方気象台</u> 、 <u>中部地方整備局</u> 又は知事に対し助言を求めることができる。また、知事は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。		(6) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合、若しくは避難指示等の解除を行う場合において必要があると認めるときは、 <u>中部地方整備局</u> 、 <u>名古屋地方気象台</u> 又は知事に対し助言を求めることができる。また、知事は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。		表記の整理
		(7) 市民への周知 避難の <u>勧告・指示</u> 等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。		(7) 市民への周知 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		また、<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 （略） (8) 関係機関の相互連絡 避難勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。 <u>避難勧告等の連絡系統</u> （略） (9) <u>広域一時滞在に係る協議</u> （追加）	また、避難指示の理由、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 （略） (8) 関係機関の相互連絡 避難指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。 <u>避難指示等の連絡系統</u> （略） <u>(削除)</u> 2 <u>広域避難</u> <u>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</u> また、あらかじめ具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>2 避難誘導</u> (1) 誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の指定緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所及び福祉避難所）に誘導する。 (2)～(4) （略） 避難の方法  <u>3</u> （略） <u>4 避難所の開設</u> 地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 （略） あわせて、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。	<u>さらに、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u> <u>3 避難誘導</u> (1) 誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の指定緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）に誘導する。 (2)～(4) （略） 避難の方法  <u>4</u> （略） <u>5 避難所の開設</u> 地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 （略） <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にある</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略) (1) 指定避難所等 ア 指定避難所 支援本部は、施設管理者又は地域住民の協力を得て指定避難所を開設する。 イ 福祉避難所 支援本部は、高齢者等の要配慮者を避難させるため、防災拠点に福祉避難所を開設する。なお、人員の参集状況に合わせ、福祉避難所機能を有する補完施設の開設を検討する。 (略) (2) 開設の時期 ア 震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 イ (略) ウ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難勧告等の発令が決定されたとき。 エ、オ (略) (3) (略) 5 避難所の管理運営 市は、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。 (1)～(5) (略) (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	ものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 (略) (1) 指定避難所等 ア 指定一般避難所 支援本部は、施設管理者又は地域住民の協力を得て指定一般避難所を開設する。 イ 指定福祉避難所 支援本部は、高齢者等の要配慮者を避難させるため、防災拠点に指定福祉避難所を開設する。なお、人員の参集状況に合わせ、指定福祉避難所機能を有する補完施設の開設を検討する。 (略) (2) 開設の時期 ア 震度 5 強以上の地震が発生したとき。 イ (略) ウ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難指示等の発令が決定されたとき。 エ、オ (略) (3) (略) 5 避難所の管理運営 市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。 (1)～(5) (略) (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。	地震災害時の防災体制の変更による修正 対策の追記 対策の追記

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(追加) (7) (略) (8) (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (9) (略) (10) (略) なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」を参考に配慮すること。 (11)～(13) (略)	(7) <u>指定避難所等</u>における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。 また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (8) (略) (9) (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>春日井市避難所運営マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (10) (略) (11) (略) なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>春日井市避難所運営マニュアル</u>」を参考に配慮すること。 (12)～(14) (略)	対策の追記 表記の整理
168	30	第2節 給水 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書（資料5－<u>37</u>） 水道事故等による相互応援協定（資料5－<u>38</u>） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－<u>39</u>） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5－<u>40</u>） (追加)	第2節 給水 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書（資料5－<u>41</u>） 水道事故等による相互応援協定（資料5－<u>42</u>） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－<u>43</u>） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5－<u>44</u>） <u>緊急連絡管の使用に関する変更協定書（資料5－45）</u> <u>緊急連絡管の使用に関する協定（資料5－46）</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>56</u> 、 <u>57</u> 、 <u>59</u> ～ <u>61</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>69</u> 、 <u>70</u> 、 <u>76</u> 、 <u>77</u> ）	災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>63</u> 、 <u>64</u> 、 <u>66</u> ～ <u>68</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>76</u> 、 <u>77</u> 、 <u>83</u> 、 <u>84</u> ）																	
169	16	第３節 食糧 １ 食糧の供給 （１） （略） （２） 調達及び搬送 ア 備蓄食糧 指定避難所及び福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。 イ、ウ （略） （３）、（４） （略） ２ 炊出し （１） 主食等の調達 ア （略） イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章第 <u>10</u> の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ～オ （略） （２） （略） ３ （略） ４ 食糧等の調達に関する協定（略） <table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」災害時における物資調達に関する協定（資料５－56～61）	協 定 先	物 資 の 種 別	（略）	（略）	（追加）		（略）	（略）	第３節 食糧 １ 食糧の供給 （１） （略） （２） 調達及び搬送 ア 備蓄食糧 指定避難所及び福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。<u>また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u> イ、ウ （略） （３）、（４） （略） ２ 炊出し （１） 主食等の調達 ア （略） イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章 <u>I</u> 第 <u>11</u> の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ウ～オ （略） （２） （略） ３ （略） ４ 食糧等の調達に関する協定（略） <table><tr><th>協 定 先</th><th>物 資 の 種 別</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>中部薬品株式会社</u></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」災害時における物資調達に関する協定（資料５－63～68）	協 定 先	物 資 の 種 別	（略）	（略）	<u>中部薬品株式会社</u>		（略）	（略）	表記の整理 表記の整理 協定締結先追加による修正 表記の整理
協 定 先	物 資 の 種 別																			
（略）	（略）																			
（追加）																				
（略）	（略）																			
協 定 先	物 資 の 種 別																			
（略）	（略）																			
<u>中部薬品株式会社</u>																				
（略）	（略）																			

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		資料 「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定 (資料 5-48) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5-49) 災害時における医薬品及び医療用品 の供給並びに薬剤師の派遣協力に 関する協定 (資料 5-50) 春日井市と一般社団法人春日井市薬 剤師会との災害時医療用医薬品の備 蓄体制整備における相互協力に関す る覚書 (資料 5-51)	資料 「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定 (資料 5-54) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5-55) 災害時における医薬品及び医療用品 の供給並びに薬剤師の派遣協力に 関する協定 (資料 5-56) 春日井市と一般社団法人春日井市薬 剤師会との災害時医療用医薬品の備 蓄体制整備における相互協力に関す る覚書 (資料 5-57)	表記の整理
179	4	第 6 節 住宅の確保 (略) 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者 のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除 去を実施し、住生活の安定に努める。 応急仮設住宅の設置については、 <u>民間賃貸住宅等の空き家・空 室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方 法を積極的に活用する。</u> 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (1)～(3) (略) (4) 修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから <u>1</u> か月以内に完了 するものとする。	第 6 節 住宅の確保 (略) 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者 のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除 去を実施し、住生活の安定に努める。 応急仮設住宅の設置については、 <u>既存住宅ストックの活用を重 視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整 備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等 の既存ストックの一時提供及び賃借型応急住宅の提供により、被 災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u> <u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、</u> <u>建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早</u> <u>期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合に</u> <u>は、二次災害に十分配慮するものとする。</u> 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (1)～(3) (略) (4) 修理の期間 修理は、原則として災害が発生してから <u>3</u> か月以内 (災害 対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合 は、 <u>6 か月以内</u>) に完了するものとする。	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
187	28	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(5) (略) (6) 確認対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告又は指示</u> イ～コ (略) (7) (略) 2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>56</u>～<u>61</u>、<u>63</u>、<u>66</u>） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5－<u>67</u>） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5－<u>68</u>） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5－<u>25</u>、<u>26</u>） 災害時における自動車等の提供に関する協定（資料5－<u>27</u>）	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(5) (略) (6) 確認対象車両 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示 イ～コ (略) (7) (略) 2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>62</u>～<u>67</u>、<u>69</u>、<u>72</u>） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5－<u>73</u>） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5－<u>74</u>） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5－<u>27</u>、<u>28</u>） 災害時における自動車等の提供に関する協定（資料5－<u>29</u>）	表記の整理 表記の整理
189	11	第10節 帰宅困難者対策 市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入してきており、<u>警戒宣言が発せられた場合</u>、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止又は低下した場合、多数の発生が予測される。	第10節 帰宅困難者対策 市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入してきており、<u>災害発生時には</u>、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止又は低下した場合、多数の発生が予測される。	表記の整理
192	22	第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 (略) 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援	第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 (略) 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) (略) (2) 避難行動要支援者の避難支援	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3) 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。 (4) 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。 2 支援体制の確立 (1) (略) (2) 支援本部は、防災拠点に福祉避難所を開設するとともに、必要に応じ、相談窓口を開設する。 (3) (略) 3 (略) 4 社会福祉施設等 (1) <u>介護サービスセンター等の社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努める。</u>	平常時から名簿情報及び個別避難計画<u>情報</u>を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画<u>情報</u>に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画<u>情報</u>の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報及び個別避難計画<u>情報</u>を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。 (3) 避難行動要支援者の安否確認 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。 (4) 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画<u>情報</u>について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。 2 支援体制の確立 (1) (略) (2) 支援本部は、防災拠点に<u>指定</u>福祉避難所を開設するとともに、必要に応じ、相談窓口を開設する。 (3) (略) 3 (略) 4 社会福祉施設等 (1) 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努める。	表記の整理 表記の整理
193	4	第2節 要配慮者への対応 (略) 2 高齢者、障がい者への対応 (1)、(2) (略) (3) 社会福祉施設等への受入先確保 施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時受入の便宜を図るとともに、	第2節 要配慮者への対応 (略) 2 高齢者、障がい者への対応 (1)、(2) (略) (3) 社会福祉施設等への受入先確保 施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時受入の便宜を図るとともに、	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		福祉避難所をできる限り早期に開設し、要配慮者に対する適切な支援を実施するものとする。	<u>指定福祉避難所</u> をできる限り早期に開設し、要配慮者に対する適切な支援を実施するものとする。	表記の整理
196	1	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (1) (略) (2) 施設建物・設備の保全等 ア、イ (略) ウ 指定避難所及び福祉避難所以外の施設等へ市民が避難してきたときは、支援本部に <u>追認避難所</u> としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (1) (略) (2) 施設建物・設備の保全等 ア、イ (略) ウ 指定 <u>一般避難所</u> 及び <u>指定福祉避難所</u> 以外の施設等へ市民が避難してきたときは、支援本部に <u>追認避難所</u> としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。	表記の整理
197	9	第2節 ライフライン 1 上水道 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>33</u> ）	第2節 ライフライン 1 上水道 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>37</u> ）	表記の整理
213	4	第8章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 資料 「様式・資料集」 ごみ処理相互応援に関する協定（資料5－ <u>79</u> ） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定（資料5－ <u>80</u> ） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料5－81～84） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料5－ <u>85</u> ）	第8章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 資料 「様式・資料集」 ごみ処理相互応援に関する協定（資料5－ <u>87</u> ） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定（資料5－ <u>88</u> ） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料5－ <u>89～92</u> ） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料5－ <u>93</u> ）	表記の整理
214	12	第2節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>32、34</u> ）	第2節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>36、38</u> ）	表記の整理
216	11	第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 2 避難所開設への協力	第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 2 避難所開設への協力	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																							
		指定避難所となっている小学校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。	指定 <u>一般</u> 避難所となっている小学校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。	表記の整理																																							
219	30	第 10 章 災害救助法の適用 1 適用基準 (1)、(2) (略) 2 救助の種類 (略) <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>飲料水の<u>給与</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 3 救助の程度、方法等 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則の規定による。 (追加)	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		飲料水の <u>給与</u>	(略)		(略)	(略)		第 10 章 災害救助法の適用 1 適用基準 (1)、(2) (略) <u>(3) 災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u> 2 救助の種類 (略) <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>飲料水の<u>供給</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 3 救助の程度、方法等 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則の規定による。 <u>また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。</u> <table><tr><th rowspan="2"><u>救助の種類</u></th><th colspan="2"><u>実施者</u></th></tr><tr><th><u>局地災害の場合</u></th><th><u>広域災害の場合</u></th></tr><tr><td><u>避難所の供与</u></td><td colspan="2"><u>市（県が委任）</u></td></tr><tr><td><u>要配慮者の輸送</u></td><td colspan="2"><u>市（県が委任）</u></td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)		飲料水の <u>供給</u>	(略)		(略)	(略)		<u>救助の種類</u>	<u>実施者</u>		<u>局地災害の場合</u>	<u>広域災害の場合</u>	<u>避難所の供与</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>要配慮者の輸送</u>	<u>市（県が委任）</u>		表記の整理 <
救助の種類	実施者																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																									
(略)	(略)																																										
飲料水の <u>給与</u>	(略)																																										
(略)	(略)																																										
救助の種類	実施者																																										
	局地災害の場合	広域災害の場合																																									
(略)	(略)																																										
飲料水の <u>供給</u>	(略)																																										
(略)	(略)																																										
<u>救助の種類</u>	<u>実施者</u>																																										
	<u>局地災害の場合</u>	<u>広域災害の場合</u>																																									
<u>避難所の供与</u>	<u>市（県が委任）</u>																																										
<u>要配慮者の輸送</u>	<u>市（県が委任）</u>																																										

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
		の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u> 本部事務局部及び支援本部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、<u>全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果</u>により作成された被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。 (略) 2 被災者台帳の作成 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査に係る担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。 市民窓口部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、<u>住家の被害認定結果等により作成された被災者台帳等</u>を確認の上、罹災証明書を発行する。 (略) 2 被災者台帳の活用 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u>	表記の整理																				
223	27	第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (1)～(3) (略) (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により<u>全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯</u>に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (1)～(3) (略) (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により<u>その生活基盤に著しい被害の受けた世帯</u>に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正																				
225	2	第3節 住宅等対策 1 応急仮設住宅 第4編第4章第6節による。	第3節 住宅等対策 1 応急仮設住宅 第3編第4章第6節による。	計画構成の見直し																				
243	11	資料3 著名な大地震 <table border="1"> <tr> <td>年月日</td><td>地震名</td><td>規模(M)</td><td>地域</td><td>被害状況等</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	資料3 著名な大地震 <table border="1"> <tr> <td>年月日</td><td>地震名</td><td>規模(M)</td><td>地域</td><td>被害状況等</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
年月日	地震名	規模(M)	地域	被害状況等																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
		平成 23.3.11	平成23年 東北地方 太平洋沖 地震	9.0	宮城県 沖	死者 <u>19,689</u> 、行方不明者 <u>2,563</u> 、負傷者 <u>6,233</u> 、住家全 壊 <u>121,995</u> 、半壊 <u>282,939</u> 最大 震度 7 (※平成 31 年 3 月 8 日公表、 消防庁第 159 報による)	平成 23.3.11	平成23年 東北地方 太平洋沖 地震	9.0	宮城県 沖	死者 <u>19,747</u> 、行方不明者 <u>2,556</u> 、負傷者 <u>6,242</u> 、住家全 壊 <u>122,005</u> 、半壊 <u>283,156</u> 最大 震度 7 (※令和 3 年 3 月 9 日公表、消 防庁第 161 報による)	情報の更新に よる修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
243	11	(追加)					資料5 東海地震に関する事前対策 <u>大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は次のとおりとする。ただし、現在は気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていないことに留意する。</u> <u>東海地震の発生が予知され、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（以下「地震防災応急対策」という。）を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。</u> 1 応急活動組織 (1) 防災組織体制 ア 市長は東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置する。 イ 市長は警戒宣言が発せられたときは、対策本部を設置する。 ウ 警戒本部及び対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。 (2) 配備態勢 ア 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒態勢をとる。 イ 警戒宣言が発せられたときは、第1次非常配備態勢をとる。 ウ 警戒態勢及び第1次非常配備態勢の配備要員、主な活動内容等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。					計画構成の見直し

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																		
			2 情報の収集及び伝達 (1) 地震予知情報等の収集及び伝達 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）、警戒宣言その他これらに関する情報の収集及び伝達は、次の系統図により行う。 なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。 ア 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）） <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">内 容 等</th><th>防災対応</th></tr><tr><td>東海地震予知情報 カラーレベル赤</td><td colspan="2">東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。</td><td>警戒宣言 災害警戒本部設置</td></tr><tr><td>東海地震注意情報 カラーレベル黄</td><td colspan="2">東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。</td><td>準備行動の実施 市民への広報</td></tr><tr><td rowspan="2">東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青</td><td>臨時</td><td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。</td><td rowspan="2">情報収集連絡体制</td></tr><tr><td>定例</td><td>毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。</td></tr></table>	種類	内 容 等		防災対応	東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 災害警戒本部設置	東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		準備行動の実施 市民への広報	東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	
種類	内 容 等		防災対応																			
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 災害警戒本部設置																			
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。		準備行動の実施 市民への広報																			
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制																			
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<pre> graph TD MM[気象庁] -- "予警報一斉伝達装置" --> MT[气象台] MT -- "防災行政無線による一斉指令" --> CT[春日井市] CT --> CM[市民等] MM -- "消防防災無線" --> FD[消防庁] FD --> PF[県(本庁)] PF --> CT MM --> PS[警察庁] PS --> CPB[県警察本部] CPB --> CS[春日井警察署] PS --> PIA[管区警察局] PIA --> CPB MM --> RPS[関係省庁] RPS --> DFO[指定地方行政機関] RPS --> DPO[指定公共機関] </pre> イ 警戒宣言 <pre> graph TD FD[消防庁] -- "消防防災無線" --> PF[県(本庁)] PF -- "防災行政無線による一斉指令" --> CT[春日井市] CT --> CM[市民等] ITD[内閣総理大臣] --> PS[警察庁] PS --> CPB[県警察本部] CPB --> CS[春日井警察署] PS --> PIA[管区警察局] PIA --> CPB ITD --> RPS[関係省庁] RPS --> DFO[指定地方行政機関] RPS --> DPO[指定公共機関] </pre> ウ 内部伝達等 (ア) <u>市の内部における伝達は、第４編第１章第１節「活動組織の設置」に定めるとおりとするほか、勤務時間内においては庁内放送による。</u> (イ) <u>市民等への伝達については、報道機関の報道開始時から行うものとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(2) <u>地震予知情報等の広報</u> 市は、警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、被害軽減のための地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。 ア <u>広報内容</u> (ア) <u>地震予知情報等の内容</u> (イ) <u>市長から市民への呼びかけ</u> (ウ) <u>強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況</u> (エ) <u>強化地域内外のライフラインに関する情報</u> (オ) <u>避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ</u> (カ) <u>事業所、市民等が緊急にとるべき措置</u> (キ) <u>車両運転の自粛及び運転者がとるべき措置</u> (ク) <u>金融機関が講じた措置に関する情報</u> (ケ) <u>混乱防止のための対応措置</u> (コ) <u>その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項</u> イ <u>広報手段等</u> <u>広報は、広報車、有線放送、インターネット等の伝達系統により行う。</u> <u>地震伝達系統</u> <pre> graph TD A[県警戒本部] --> B[市災害対策本部] B --> C["広報車 インターネット CATV メール配信等"] C --> D["市民 公共的団体 防災上重要な施設の管理者等"] </pre> (3) <u>警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考									
			<u>ア 収集及び伝達系統</u> 地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達並びに県からの指示事項等の伝達は、次の系統図により行う。 <pre> graph TD A["(国)警戒本部"] --- B["県警戒本部"] B --- C["指定地方行政機関"] B --- D["指定公共機関"] B --- E["指定地方公共機関"] C --- F["春日井市災害対策本部"] D --- G["県尾張県民事務所"] E --- H["県地方機関"] I["県警察本部"] --- J["春日井警察署"] F --- K["防災上重要な施設の管理者等"] G --- K H --- K I --- K J --- K K --- L["公共的団体"] K --- M["市民"] </pre> <u>イ 報告事項・時期</u> (7) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、別記様式1により県に報告する。 (イ) それ以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。 a 報告事項 別記様式2に記載の事項 b 報告時期 ①は、危険な事態その他の異常な事態が発生した後直ちに ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに ③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき。その他経過に応じて逐次。 (別記様式1) 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》 速報用 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">送信者</th> <th colspan="2">受信者</th> <th rowspan="2">送受信時間</th> </tr> <tr> <th>機関名</th> <th>氏名</th> <th>機関名</th> <th>氏名</th> </tr> </table>	送信者		受信者		送受信時間	機関名	氏名	機関名	氏名	
送信者		受信者		送受信時間									
機関名	氏名	機関名	氏名										

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																		
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 旦 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 旦 時 分</td> </tr> </table>					月 旦 時 分					月 旦 時 分									
				月 旦 時 分																		
				月 旦 時 分																		
			<table border="1"> <tr> <td>緊急応急対策等</td> <td>実施状況等 (該当する番号に○をつけること)</td> </tr> <tr> <td>①地震予知情報の 伝達</td> <td>1 完了 2 半数以上 3 半数未満</td> </tr> <tr> <td>②地域住民の避難 状況</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> <tr> <td>③消防・浸水対策活 動</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> <tr> <td>④応急の救護を要 すると認められる 者の救護、保護</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> <tr> <td>⑤施設・設備の整備 及び点検</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> <tr> <td>⑥犯罪の防止、交通 の規制その他社会 秩序の維持</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> <tr> <td>⑦食糧、生活必需 品、医薬品等の確保</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> <tr> <td>⑧緊急輸送の確保</td> <td>1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)</td> </tr> </table>	緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)	①地震予知情報の 伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満	②地域住民の避難 状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	③消防・浸水対策活 動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	④応急の救護を要 すると認められる 者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	⑤施設・設備の整備 及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	⑥犯罪の防止、交通 の規制その他社会 秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	⑦食糧、生活必需 品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)																					
①地震予知情報の 伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満																					
②地域住民の避難 状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					
③消防・浸水対策活 動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					
④応急の救護を要 すると認められる 者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					
⑤施設・設備の整備 及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					
⑥犯罪の防止、交通 の規制その他社会 秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					
⑦食糧、生活必需 品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)																					

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																														
			<table border="1"> <tr> <td>⑨災害対策本部の 設置</td> <td>1 設置 2 準備中 3 未設置</td> </tr> <tr> <td>⑩対策要員の確保</td> <td>1 完了 2 半数以上 3 半数未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> </tr> </table> (別記様式2) 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">送信者</td> <td colspan="2">受信者</td> <td rowspan="2">送受信時間</td> </tr> <tr> <td>機関名</td> <td>氏名</td> <td>機関名</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">避難 状 況</td> <td rowspan="2">①避難 の 経過</td> <td colspan="3">危険事態、異常事態の発生状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3">措置事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">②避難 の 完了</td> <td>避難場所名</td> <td>避難人数・ 要救護人数</td> <td>救護、保護に必 要な措置等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	⑨災害対策本部の 設置	1 設置 2 準備中 3 未設置	⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満	備 考		送信者		受信者		送受信時間	機関名	氏名	機関名	氏名					月 日 時 分					月 日 時 分	避難 状 況	①避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況			措置事項			②避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必 要な措置等										
⑨災害対策本部の 設置	1 設置 2 準備中 3 未設置																																																	
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満																																																	
備 考																																																		
送信者		受信者		送受信時間																																														
機関名	氏名	機関名	氏名																																															
				月 日 時 分																																														
				月 日 時 分																																														
避難 状 況	①避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況																																																
		措置事項																																																
	②避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必 要な措置等																																														

頁	行	修	正	後	備	考

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(2) <u>避難等の対策</u> <u>市及び関係機関は、地震発生後の避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、児童等の安全対策を定める。</u> ア <u>市の対策</u> (ア) <u>あらかじめ市民等に対してパンフレット等により警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策について、十分周知徹底を図る。</u> (イ) <u>あらかじめ自主防災組織等を単位として、在宅高齢者、障がい者、傷病者等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等の把握に努め、発災後の避難に備えるとともに、必要な支援を行う。</u> (ウ) <u>急傾斜地崩壊危険区域等において市民が避難する場合は、避難誘導及び避難路の確保に努め、避難場所等に避難者が殺到し、混乱が生じるのを防ぐ。</u> (エ) <u>外国人、出張者、旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。</u> イ <u>警察官が行う避難対策</u> <u>避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。</u> <u>この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。</u> ウ <u>要配慮者の安全対策</u> (ア) <u>小中学校</u> <u>児童生徒の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。なお、学校等においては、東海地震注意情報の内容、通学距離、</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			時間、通学路等を考慮し、あらかじめ保護者と協議して実態に即した具体的な避難計画を定め、日頃から児童生徒に指導しておくとともに、保護者及び関係者に周知しておく。 a 児童生徒が在校中に東海地震注意情報が発表されたときは、授業を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、安全を確認後下校させる。ただし、小学校においては、保護者に引渡し後、安全に下校させる。 b 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休校とする。 (イ) 保育園、認定こども園及び小規模保育事業所 園児の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。 a 園児が在園中に東海地震注意情報が発表されたときは、保育を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、保護者に引渡し後、安全に降園させる。 b 園児が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休園とする。 (ウ) 社会福祉施設等 入所者(来館者)に対しては、あらかじめ、家族等への連絡方法を把握するなど帰宅等に備えておくとともに、施設は常時一時的な避難所として対応できるよう日頃から施設設備の点検、落下物等危険物の除去、食糧等の備蓄、医薬品等の確保を行う。 a 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合 施設管理者は、入所者(来館者)の状況等を十分把握するとともに、館内放送で、観測情報の周知を図り、今後注意情報が発表された場合には、速やかに帰宅できるよう準備しておく旨周知させる。 b 東海地震注意情報又は予知情報(警戒宣言)が発表された場合 施設管理者は、館内放送で注意情報又は予知情報(警	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>戒宣言）が発表された旨の周知を図るとともに、イベントは中止し、帰宅させる。また、避難要望があれば一時避難も受け入れる。</u> (3) <u>非常用物資対策</u> ア <u>飲料水、食糧及び生活必需品</u> 市は、関係機関及び団体の協力を求め、飲料水、食糧及び生活必需品の確保を図るとともに、関係団体を通じて飲料水、食糧及び生活必需品を扱う小売店等に対し営業を行うよう要請し、供給の確保に努める。 イ <u>防災用及び防疫・衛生用資機材</u> 関係各部は、防災用及び防疫・衛生用資機材の点検整備を行い、確保を図る。 ウ <u>し尿処理</u> 市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。 (4) <u>都市施設の対策</u> ア <u>道路、橋梁等</u> 技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。 (ア) <u>所管する道路、橋梁等の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。</u> (イ) <u>発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。</u> イ <u>河川等</u> 技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。 (ア) <u>所管する河川、ため池等の管理者へ連絡通報を行うとともに、点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。</u> (イ) <u>発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。</u> ウ <u>その他公共施設</u> 市庁舎、公民館、ふれあいセンター等における管理上の	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>措置は、次のとおりとする。</u> (7) <u>東海地震注意情報又は予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、施設利用者に伝達するとともに館内のイベントは全て中止し、帰宅させる。</u> (4) <u>施設利用者の避難等の安全確保措置</u> (7) <u>施設、設備及び機材の点検、転倒及び落下防止措置</u> <u>なお、対策本部、支援本部等が設置される施設にあっては、発災後の開設に備える。</u> エ <u>鉄道</u> <u>鉄道事業者は、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。</u> (7) <u>東海地震注意情報発表時及び報道時</u> a <u>列車の運転規制</u> <u>警戒宣言が発令されたときの運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、あらかじめ定めた方法により、列車の運転規制手配を行うものとする。</u> (a) <u>東海地震注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。</u> (b) <u>強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。</u> (c) <u>情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。</u> b <u>旅客への案内等</u> <u>東海地震注意情報が発表された場合、旅客等に対して警戒宣言が発令されたときは、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等や早期帰宅を促すようにするものとする。</u> <u>なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(イ) <u>警戒宣言発令時</u> a <u>列車の運転規制等</u> (a) <u>強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。</u> (b) <u>強化地域内の列車は、強化地域外へ直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。</u> (c) <u>強化地域外の列車は、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行うものとし、列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。</u> (d) <u>警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。</u> b <u>旅客の待機、救護等</u> (a) <u>駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市が定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。</u> (b) <u>前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の供給能力について調査しておく、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。</u> <u>なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、市に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(c) <u>第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、駅周辺の医療機関に搬送することとし、その協力体制を確立しておくものとする。</u> また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、<u>救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。</u> オ <u>上水道</u> 技術部は、<u>震災に備えた緊急貯水を市民に強く呼びかけるとともに、次の措置を講ずる。</u> (ア) <u>緊急貯水により水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等を図る。</u> (イ) <u>需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用する。</u> (ウ) <u>県水の受水に対しては、供給地域の貯水不足にならないよう緊急増加受水の要請を行い水源の確保に努める。</u> (エ) <u>施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。</u> (オ) <u>発災後の応急復旧に備え、資機材の点検及び確保に努める。</u> カ <u>下水道</u> 技術部は、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、震災に備え、次の措置を講ずる。</u> (ア) <u>施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。</u> (イ) <u>所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検及び確保等に努める。</u> キ <u>電力</u> 中部電力株式会社は、<u>震災に備え、次の措置を講ずる。</u> (ア) <u>警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置する。</u> (イ) <u>警戒宣言及び警戒解除宣言に関する情報をあらかじめ定めるルートにより伝達する。</u> (ウ) <u>地震災害警戒本部等は、通信の確保を図り情報の収集伝達を行う。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(エ) <u>電力施設の特別巡視、特別点検、仕掛け工事及び作業中の工事の応急安全措置など必要な予防措置を講ずる。</u> (オ) <u>対策要員の確保、車両等の整備・確保に努め、応急出動に備える。</u> (カ) <u>ラジオ、テレビ等の報道機関及びW e b サイトを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</u> ク 都市ガス <u>東邦ガス株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。</u> (ア) <u>直ちに災害対策本部等を設置し、あらかじめ定める動員計画に基づき要員を確保する。</u> (イ) <u>警戒宣言等は、受理責任者が受理し、あらかじめ定める経路及び方法に従って迅速かつ確実に伝達する。</u> (ウ) <u>警戒宣言発令後もガスの供給を継続することを原則とする。</u> (エ) <u>緊急でない工事、作業その他の一般業務は、工事中及び作業中のガス工作物の危険を防止する措置を講じた後、これを中断する。</u> (オ) <u>防災上必要な設備の点検及び作動確認を行う。</u> (カ) <u>復旧用資材、機工具、飲料水、食糧その他の確認整備を行う。</u> (キ) <u>需要家に対し、広報車等により不使用中のガス栓の閉止の確認、発震時の使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。</u> (ク) <u>関係報道機関にあらかじめ連絡してあるキの内容の広報を行うよう依頼する。</u> ケ 通信 <u>西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。</u> <u>また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(ア) <u>地震防災応急対策等に関する広報</u> <u>東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。</u> a <u>通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</u> b <u>電報の受付、配達状況</u> c <u>加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況</u> d <u>西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況</u> e <u>災害用伝言ダイヤルの利用方法</u> f <u>その他必要とする事項</u> (イ) <u>通信の利用制限等の措置</u> <u>各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。</u> (ウ) <u>災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用</u> <u>東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。</u> (エ) <u>建物、施設等の巡視と点検</u> <u>東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。</u> (オ) <u>工事中の施設に対する安全措置</u> <u>東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。 (5) <u>医療対策</u> ア <u>出動準備要請</u> 市医師会に医療班の出動準備を要請し、市歯科医師会及び市薬剤師会に活動の準備を要請する。 イ <u>受入体制の確保</u> 市民病院等をはじめとする救急病院等は、受入体制を確保する。 ウ <u>医薬品等の確保</u> 医療関係機関は、医薬品、衛生材料等の確保に努める。 (6) <u>交通対策</u> ア <u>道路交通の確保</u> 警察及び道路管理者は、道路交通の混乱防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、相互に協力して適切な交通規制等を実施し、道路交通の確保を図る。 イ <u>運転者のとるべき措置</u> 市は、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。また、東海地震注意情報が発表された段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の車の運転を控えるよう要請する。 (ア) <u>警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</u> (イ) <u>車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
			<u>妨げとなるような場所には駐車しない。</u> <u>(ウ) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたときは、避難のために車両を使用しないこと。</u> <u>ウ 交通規制</u> <u>(ア) 警戒宣言が発令された場合における強化地域及びこれに隣接する地域の交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送の確保を図るため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。</u> <u>a 強化地域規制</u> <u>次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路における走行の抑制を行う。</u> <table><tr><th>路線名</th><th>流入を制限する I C</th></tr><tr><td>東名高速道路</td><td>県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）</td></tr><tr><td>東名阪自動車道</td><td>県内全 I C</td></tr><tr><td>名古屋第二環状自動車道</td><td>全 I C</td></tr></table> <u>b 強化地域周辺規制</u> <u>強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の箇所において必要な規制等を行う。</u> <table><tr><th>交差点名</th><th>路線名</th><th>住所</th><th>規制方向</th></tr><tr><td>瑞穂通 5 丁目</td><td>国道 19 号</td><td>春日井市瑞穂通 5 丁目</td><td>南進</td></tr><tr><td>高蔵寺北</td><td>国道 155 号</td><td>春日井市高蔵寺町</td><td>南進</td></tr></table> <u>c 広域交通規制</u> <u>広域交通規制道路</u> <table><tr><th>国道</th><th>19 号</th></tr><tr><td>高速道路</td><td>東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道</td></tr></table> <u>広域交通検問所</u> <table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>道路名</th></tr><tr><td>坂下交番前</td><td>春日井市坂下町</td><td>国道 19 号</td></tr></table> <u>(イ) 交通規制に伴う滞留車両の措置</u> <u>強化地域内への流入規制により、相当数の車両が滞留することが見込まれることから、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。</u>	路線名	流入を制限する I C	東名高速道路	県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）	東名阪自動車道	県内全 I C	名古屋第二環状自動車道	全 I C	交差点名	路線名	住所	規制方向	瑞穂通 5 丁目	国道 19 号	春日井市瑞穂通 5 丁目	南進	高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進	国道	19 号	高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道	名称	住所	道路名	坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号	
路線名	流入を制限する I C																																	
東名高速道路	県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）																																	
東名阪自動車道	県内全 I C																																	
名古屋第二環状自動車道	全 I C																																	
交差点名	路線名	住所	規制方向																															
瑞穂通 5 丁目	国道 19 号	春日井市瑞穂通 5 丁目	南進																															
高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進																															
国道	19 号																																	
高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道																																	
名称	住所	道路名																																
坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号																																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			エ <u>緊急輸送</u> <u>発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。</u> (ア) <u>応急救助作業に従事する者</u> (イ) <u>医療、通信、調査等で応急救助に必要とされる者</u> (ウ) <u>食糧、飲料水及びその他生活必需物資等</u> (エ) <u>医薬品、衛生材料等</u> (オ) <u>救援物資等</u> (カ) <u>応急救助用資材及び機材</u> (キ) <u>その他必要な人員、物資及び機材</u> (7) <u>警備対策</u> <u>春日井警察署は、警戒宣言が発令された場合の交通混雑及び犯罪の発生防止のため、次の措置を講ずる。</u> ア <u>警戒体制の確立</u> <u>東海地震注意情報が発表された場合は、早期に警戒体制を確立する。</u> イ <u>警備活動の推進</u> <u>警戒宣言が発令された場合は、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。</u> (8) <u>生活必需品確保対策</u> <u>市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。</u> (9) <u>金融対策</u> <u>警戒宣言が発令された場合、強化地域外の民間金融機関、保険会社、証券会社の営業所は、原則として平常どおり営業する。また、郵便局も原則として平常どおり業務の運営を行う。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(10) 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策</u> <u>警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅困難支援等必要な対策を講ずるものとする。</u> <u>4 市民等のとるべき措置</u> 警戒宣言が発令された場合は、市民等は、家庭及び職場においては、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような防災措置を講ずるものとする。 <u>また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。</u> <u>(1) 家庭においてとるべき措置</u> <u>ア テレビ、ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集し、対策本部、警察署などからの情報に注意する。</u> <u>イ 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておく。なお、屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備する。</u> <u>ウ 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。</u> <u>(ア) 身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。</u> <u>(イ) 石油類、プロパンガス等の危険物の安全措置をとる。</u> <u>(ウ) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。</u> <u>(エ) 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の確認をする。</u> <u>(オ) 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難路を確認し、家族全員が知っておく。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
			<u>エ 火の使用は自粛する。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れない)。</u> <u>オ 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意する)。</u> <u>カ 自動車や電話の使用は自粛する。</u> <u>キ 自主防災組織は情報収集体制を確保するとともに、配置につく。</u> <u>(2) 職場においてとるべき措置</u> <u>ア 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、できるかぎりの措置をとる。</u> <u>(ア) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。</u> <u>(イ) 身の安全を確保することができる場所を確保し、重量物等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。</u> <u>(ウ) 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。</u> <u>(エ) 非常持出品を確認する。</u> <u>(オ) 消防・防災設備を点検し、作動状態を確かめる。</u> <u>(カ) 不特定多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保対策を確認する。</u> <u>イ 火の使用は自粛する。</u> <u>ウ 職場内の自衛消防組織の出動体制を整備する。</u> <u>エ 職場の条件及び状況に応じ安全な場所で待機する。</u> <u>オ 近くの職場同士で協力し合う。</u> <u>カ 一般車両、危険物車両等の運行は自粛する。</u> <u>キ 工事中の箇所があれば、安全点検を行い、工事を一時中断する。</u>													
245	1	資料5 災害対策本部組織体制・事務分掌 (略) <table><tr><td>部長 総括担当者</td><td>担当課</td><td>主な事務分掌</td></tr><tr><td>本部事務局部 (略)</td><td>「本部班」 (略)</td><td>1～4 (略) 5 避難の勧告、指示に関すること。 6～11 (略)</td></tr></table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～4 (略) 5 避難の勧告、指示に関すること。 6～11 (略)	資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌 (略) <table><tr><td>部長 総括担当者</td><td>担当課</td><td>主な事務分掌</td></tr><tr><td>本部事務局部 (略)</td><td>「本部班」 (略)</td><td>1～4 (略) 5 避難の指示に関すること。 6～11 (略)</td></tr></table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～4 (略) 5 避難の指示に関すること。 6～11 (略)	災害対策本部 組織改正に伴
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌														
本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～4 (略) 5 避難の勧告、指示に関すること。 6～11 (略)														
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌														
本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～4 (略) 5 避難の指示に関すること。 6～11 (略)														

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
			「総務班」 (略)	1 (略) 2 車両及び応急災害用資機材の調達・確保に関するこ と。 3～7 (略) 8 罹災証明書に関すること。 9、10 (略)		「総務班」 (略)	1 (略) 2 車両の確保に関すること。 3～7 (略) (削除) 8、9 (略)	う修正
		本部長付 (略)	(略)	(略)	本部長付 (略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		情報管理部 (略) 「収集整理班」 ◎情報システ ム課長	「広報伝 達班」 (略)	1 避難の勧告・指示の広報に関すること。 2～4 (略)	情報管理部 (略) 「収集整理班」 ◎情報システ ム課長 ○デジタル推 進課長	「広報伝 達班」 (略)	1 避難の指示の広報に関すること。 2～4 (略)	
			「収集整 理班」 情報システム 課	(略)		「収集整 理班」 情報システム 課 デジタル 推進課	(略)	
		市民窓口部 部長 ◎財政部長 総括担当者 ◎市民税課長 ○資産税課長 収納課長 財政課長 管財契約課 長 (追加)	市民税課 資産税課 収納課 財政課 管財契約 課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応 答に関すること。 2 電話等による被害通報の受付及び通報の整理、情報 管理部への伝達に関すること。 3 その他市民との対応に関すること。 4、5 (略)	市民窓口部 部長 ◎財政部長 ○市民生活部 長 総括担当者 「窓口班」 ◎管財契約課 長 ○財政課 市民課長 「罹災証明書」 ◎資産税課長 ○収納課長 市民税課	「窓口班」 管財契約 課 財政課 市民課	1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応 答に関すること。(ボランティア部、会計部の応援を 受け活動する。) 2 電話等による被害通報の受付及び通報の整理、情報 管理部への伝達に関すること。 3 その他市民との対応に関すること。 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 5、6 (略)	
			(追加)	(追加)		「罹災証 明班」 資産税課 収納課 市民税課	1 罹災証明書、罹災届出証明書に関すること。 2 住家の被害認定調査に関すること	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		消防公安部 (略)	(略)	1 (略) 2 避難の勧告、指示及び誘導に関すること。 3～12 (略)	消防公安部 (略)	(略)	1 (略) 2 避難の指示及び誘導に関すること。 3～12 (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		衛 生 部 部 長 ◎環境部長 ○市民生活部 長 総括担当者	ごみ減量 推進課 環境政策 課 環境保全 課	1～3 (略) 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 5～7 (略)	衛 生 部 部 長 ◎環境部長 (削除) 総括担当者	ごみ減量 推進課 環境政策 課 環境保全 課 (削除)	1～3 (略) (削除) 4～6 (略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		◎ごみ減量推進課長 ○環境政策課長 環境保全課長 市民課長	市民課		◎ごみ減量推進課長 ○環境政策課長 環境保全課長 (削除)			
		ボランティア部 (略)	(略)	1～4 (追加)	ボランティア部 (略)	(略)	(略) 5 電話による被害通報の受付に關すること。(市民窓口部窓口班の応援)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
251	1	資料 6 (略)			資料 7 (略)			表記の整理
255	1	資料 7 (略)			資料 8 (略)			表記の整理
256	1	資料 8 2 南海トラフ地震臨時情報 (略)			資料 9 2 南海トラフ地震臨時情報 (略)			表記の整理
		発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	
		地震発生等から 5～30 分程度	(略)	(略)	地震発生等から 5～30 分	(略)	(略)	表記の整理
		地震発生等から最短で 2 時間程度 (略)	(略)	(略)	地震発生等から最短で 2 時間	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		南海トラフ地震臨時情報発表のフロー ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース） ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース） ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような過激とは異なるゆっくりにすべりが観測された場合（ゆっくりにすべりケース）	南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース） ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース） ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような過激とは異なるゆっくりにすべりが観測された場合（ゆっくりにすべりケース） ※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に追加・修正	

